

公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師制度細則

第1章 総則

第1条 日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師制度規則（以下「規則」という）に定めるもののほか、施行に必要な事項については、この細則の規定に従うものとする。

第2章 重症心身障害看護専門研修委員会

第2条 規則第7条に規定する専門看護師研修部会の構成は、人材育成・研修委員会委員長が理事会の承認を受けて選任する専門看護師研修部会長及び委員とする。

2 専門看護師研修部会の運営は、人材育成・研修委員会委員長の依命を受けた部会長の指示に基づいて行われる。

第3条 重症心身障害看護専門研修委員会（以下「看護専門研修委員会」という）は、7名以上の委員をもって構成する。

2 看護専門研修委員会の委員は、委員長が専門看護師研修部会委員から選任するものとし任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
3 看護専門研修委員会の委員長は、専門看護師研修部会長があたるものとする。
4 副委員長は委員の互選によって選任する。

第4条 看護専門研修委員会は、規則第6条に基づき、重症心身障害看護師制度の実施や改善のための検討を行う。その役割には、重症心身障害看護師教育機関の認定及びその教育内容の審査を含む。

第5条 看護専門研修委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議決は、出席者の過半数によって行う。

第6条 看護専門研修委員会の委員長は、議事録を作成し保管する

第3章 教育機関

第1節 教育機関の認定

第7条 規則第8条に規定する教育機関（以下「教育機関」という）の認定の要件は次の各

号に掲げるものとする。

(1) 教育目的

教育目的が明確であり、重症心身障害看護師の教育機関として適切であること。

(2) 教育課程（カリキュラム及び教育期間）

①カリキュラム

- ・教育課程は、重症心身障害看護師の教育を均質なものにするため、別添に定める「標準カリキュラム」を遵守したものであること。
- ・各科目の時間及び単位数は、共通科目が 45 時間以上（3 単位）、専門基礎科目が 45 時間以上（3 単位）、専門科目が 90 時間以上（6 単位）とし、合計時間が 180 時間以上であること。
- ・各科目は、その科目構成及び科目のねらいを踏まえた構成であること。

②教育期間

- ・教育期間は、標準カリキュラムの運営が支障なく行われる期間であること。
- ・原則として昼間の教育であること。
- ・やむを得ない事由による延長期間も含め、3 年以内の単位取得が定められていること。

(3) 受講要件及び修了要件

①受講要件は、以下の要件をすべて満たしていること

- ・日本国の看護師免許を有すること。
- ・看護師の資格取得後、通算 5 年以上の実務経験を有すること。うち 3 年以上は重症心身障害看護の実務経験を有すること。
- ・継続して重症心身障害看護に従事する意欲が高いこと。また、職場において他職員に対し指導的役割を果たす見込みがあること。
- ・勤務先の施設長の推薦があること。

上記の要件が満たされ、認定教育機関が認めた者であれば、日本重症心身障害福祉協会加入施設の有無を問わず受講できる。

②修了要件は、標準カリキュラムに定めるすべての科目を修了し、教育機関責任者によって修了を認められた者。

(4) 講師

以下のいずれかに該当する者

- ・日本看護協会が認定する専門看護師、認定看護師の資格を有し、その認定分野において高度な看護実践力を有する者。
- ・重症心身障害の医療、看護、療育の各分野において高度な教育力または実践力を有する者。

- ・大学講師等、専門分野における経験が豊富である者。
- ・上記と同等以上の能力が認められる者。

(5) 教育施設及び実習施設

- ・教育施設は教育期間を通じて教育課程が適切に行われる施設であること。
- ・実習は、目的や方法が明確であること。
- ・教育施設及び実習施設は、受講生の負担とならないよう地理的条件が考慮されていること。

(6) 教育課程の運営

運営責任者が明確であり、主体的な運営が可能であること。また、適切な運営体制が整備されていること。

第8条 教育機関の認定を受けようとする機関は、定められた認定申請書を看護専門研修委員会に提出しなければならない。

2 教育機関を廃止する場合には、廃止届を看護専門研修委員会に提出しなければならない。

第9条 看護専門研修委員会の委員長は、重症心身障害看護師の教育機関として認定した教育機関を本協会に報告する。

2 廃止届を受理した場合には、遅滞なく本協会に報告する。

第2節 重症心身障害看護師研修受講の申請

第10条 重症心身障害看護師研修の受講を希望する者は（以下「出願者」とする）は、次に定める者であること。

- (1) 看護師の資格取得後、原則として通算5年以上の実務経験を有すること。
そのうち通算3年以上は重症心身障害看護領域の実務経験を有すること。
- (2) 重症心身障害看護師研修受講後も継続して重症心身障害看護に従事する意欲が高いこと。また、各職場で他職員に対し指導的役割を果たす見込みがあること。
- (3) 勤務先の施設長の推薦があること。

第11条 出願者は、次の各号に定める書類を認定された教育機関に提出し、受講審査を受けるものとする。

- (1) 重症心身障害看護師研修受講申込書
- (2) 勤務先の施設長の推薦書

第3節 受講資格審査

第12条 細則6条の規定による教育機関は、受講資格審査を行い、重症心身障害看護師研修の実施に関することは各教育機関で定める。

第13条 受講者は所定期間内に必要単位を取得するものとする。

2 取得単位科目は、所定期間以上経過した場合、無効とする。やむを得ない理由がある場合は、別に定める単位取得期間延長申請書を提出し、承認を得、3年以内に単位を取得するものとする。

第4章 重症心身障害看護師の認定

第1節 重症心身障害看護師を認定する審査会

第14条 認定審査会は、5名以上の委員をもって構成する。看護専門研修委員会委員は、審査会委員を兼務することができる。

- 2 審査委員の構成は、(別表1)に示す重症心身障害看護の専門家を含めなければならない。
- 3 審査委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 審査委員会の委員長は、看護専門研修委員会の承認を受けて看護専門研修委員会委員長が任命する。
- 5 審査委員は、審査委員会の委員長が選任する。
- 6 副委員長は委員の互選によって選任する。

第15条 審査委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第16条 議決は、出席者の過半数によって行う。

第17条 認定審査会の委員長は、議事録を作成し保管する。

第2節 認定の申請

第18条 重症心身障害看護師の認定は、教育機関の教育課程を修了(見込みを含む。)したものと対象とする。

申請は、教育機関修了後速やかになされることを原則とする。

なお、申請が特別の事由により速やかに行えなかった場合は、その事由を申請書に添え提出するものとする。

第19条 申請者は、次の各号に定める申請書類を本協会が定める審査料(別表3)とともに、本協会認定審査会に提出するものとする。

- (1) 重症心身障害看護師認定審査申請書
- (2) 履歴書
- (3) 看護師の免許証の写し
- (4) 重症心身障害看護師教育機関が発行する教育課程修了証の写し
- (5) 研究論文・課題レポート

2 既納の審査料はいかなる理由があっても返還しない。

第3節 重症心身障害看護師の審査及び認定

第20条 認定審査会は、規則第14条の規定により重症心身障害看護師認定審査の申請者に対し、申請内容の審査を行う。審査委員には審査に係る審査料等謝金（別表2）を支払うものとする。

- 2 研究論文及び課題レポートの得点及び合格基準は、請求のあった個人に開示する。
- 3 公表及び開示の方法は、看護専門研修委員会が別に定める。

第21条 審査委員会は、審査結果をもとに審議を行い、認定合格者及び不合格者を看護専門研修委員会委員長に進達、承認を経て看護専門研修委員会委員長より理事会に報告する。

- 2 看護専門研修委員会委員長は、認定合格者及び不合格者に対して結果を通知する。
- 3 認定合格者は、本協会が指定する方法により重症心身障害看護師認定証の交付を受けるものとする。
- 4 不合格となった者は、次回の認定審査に改めて申請を行うことができるものとし、延べ3回までの申請を認めるものであること。

第5章 重症心身障害看護師の認定の更新

第22条 重症心身障害看護師として認定された者に対して、重症心身障害看護領域における看護ケアの向上等に資する研修会の実施に関して別に定める。

第23条 規則第18条の規定により、認定の更新を受けようとする者（以下「認定更新申請者」という）は、認定取得後5年間で次の各号のすべてを満たしていなければならぬ。

- (1) 繼続して重症心身障害看護に従事していること。
- (2) 看護専門研修委員会で認めた学会及び研修会等への参加や発表、または研修講師等自己研鑽の実績が規定の内容で、30ポイントに達していること。

第24条 認定更新申請者は、次の各号に定める申請書類を理事会が定める審査料（別表3）

とともに、本協会認定審査会に提出しなければならない。

- (1) 重症心身障害看護師認定更新申請書
 - (2) 履歴書
 - (3) 勤務先の施設長の推薦書
 - (4) 認定証取得後 5 年間の活動報告書
 - (5) 認定証取得後 5 年間の自己研鑽の実績報告書
- 2 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 認定更新の申請期間については、審査委員会が別に定める。

第 25 条 規則第 18 条の規定にかかわらず、病気その他やむを得ない理由があると審査委員会が認めた者については、同条に規定する期間を延長することができる。

第 6 章 重症心身障害看護師の資格の喪失

第 26 条 規則第 22 条の規定する資格の回復を受けようとする者は、次の各号のすべてを満たしていることを記載した書類を審査会に提出し、適切と認められた場合に限るものとする。

- (1) 特別の事由と考えられる事情があること
 - (2) 資格喪失した年から原則 3 年以内であること
 - (3) 認定後、継続して重症心身障害看護に従事していること
 - (4) 訪問看護ステーション及び病院勤務等の場合は、年間 3 例以上重症心身障害看護を実践していること。
- 2 資格の回復に関する手続きは、別に定める。

第 7 章 その他

第 27 条 規則第 16 条に基づき交付を受けた重症心身障害看護師認定証の再発行を受けようとする者は、認定証再発行申請書を提出するものとする。

- 2 認定証再発行申請に関するその他の手続きは、別に定める。

第 8 章 細則の変更

第 23 条 この細則については、専門看護師研修部会の議決を経て理事長の承認により変更することができる。

附則

- 1 この細則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。なお、この細則は公益社団法人日本重症心身障害福祉協会の登記の日に「社団法人日本重症児福祉協会を公益社団法人日本重症心身障害福祉協会」と書き換える。

- 2 この細則の発効前において「社団法人日本重症児福祉協会認定重症心身障害認定看護師」として登録されている者は、「公益社団法人日本重症心身障害福祉協会認定重症心身障害看護師」と名称変更した上で、そのまま認定される。

附則

(令和4年10月19日一部改正)

この細則は、令和4年10月20日から施行する。

附則

(令和7年4月23日一部改正)

この細則は、令和7年4月23日から施行する。

(別表1)

認定審査会委員は次の一つの要件に該当する者とする

- | |
|------------------------------|
| 1. 重症心身障害看護・研究に関する学識経験を有している |
| 2. 重症心身障害看護の臨床に十分の経験を有している |
| 3. 重症心身障害看護の教育経験を十分有している |

(別表2)

認定審査会審査料等謝金

審査料	協会内部審査委員 協会外部審査委員	1日 10,000円 1日 50,000円
査読料	1レポート	1,000円

(別表3)

認定審査料

認定審査料	15,000円
認定更新(5年)料	13,000円

(別表)

標準カリキュラム

科目	科目構成	時間	ねらい
専門科目	1. フィジカルアセスメント 2. 救急時の対応 3. 重症心身障害の医療と看護 (1)知的障害と看護 (2)脳性麻痺と看護 (3)てんかんと看護 (4)機能障害と看護 ① 呼吸障害 ② 摂食嚥下障害 ③ 運動障害 ④ その他 4. 在宅重症心身障害児・者の支援 5. 臨地実習・演習	90 時間 (6単位)	1. 重症心身障害の病態生理や治療についての理解を深めるとともに、重症心身障害児・者が豊かに暮らすための看護ケアを探求する 2. 看護実践を通して役割モデルを示し、看護・療育スタッフに対して具体的な指導ができる能力を養う 3. 地域で生活する重症心身障害児・者に対して必要な看護を提供できる能力を養う
専門基礎	1. 重症心身障害概論 2. 重症心身障害児施設の変遷と現代の動向 3. 医療福祉制度（医療的ケア児への支援制度を含む） 4. 重症心身障害看護概論 (1)成長発達への支援 (2)生活・障害・家族を支える看護 (3)ターミナルケア（看取り） (4)チーム療育	45 時間 (3単位)	1. 重症心身障害児・者を理解する上で、必要な基礎理論を学ぶ 2. 重症心身障害児・者の生活を支援するための視点や、生活環境の調整ができる基本的知識を身につけ、看護実践に活用できる力を養う 3. 重症心身障害児・者のライフステージに即した援助を他職種と協働、連携できる力を養う

			4. 重症心身障害児・者の家族に適切な対応ができる能力を養う
共通項目	<p>1. 看護管理</p> <p>(1) 看護管理・組織論</p> <p>(2) リーダーシップ・マネージメント</p> <p>(3) コーチング</p> <p>(4) カウンセリング</p> <p>2. 看護倫理</p> <p>3. 安全管理</p> <p>(1) 医療事故防止</p> <p>(2) 感染管理</p> <p>4. 看護研究の基礎</p> <p>(1) 文献検索・看護研究計画</p> <p>(2) 研究計画書の作成</p> <p>(3) 研究のまとめ方</p>	45 時間 (3 単位)	<p>1. 重症心身障害児・者に質の高い看護を提供するため必要な共通する知識や技術を学ぶ</p> <p>2. 重症心身障害児・者の人権を尊重したケアの提供ができ重症心身障害児・者の QOL の向上のために自律的に行動する看護師としての資質を身につける</p> <p>3. 療育チームの一員として専門的な役割を担い、チーム療育を推進するためのリーダーシップが取れる能力を養う</p> <p>4. 重症心身障害児看護の質の向上を図るために、研究的視点で活動する能力を養う</p>
合計時間・単位		180 時間 (12 単位)	